

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました木佐木 忠晶
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 地方自治法改正における立法事実の認識について

新型コロナウイルス感染症への対応において、国による統一的な対応が必要だった事例としては、令和2年4月の緊急事態宣言の発出に当たり、当初、まん延防止措置は、外出自粛の要請から段階的に行うとの国の方針の中、東京都が休業要請を行う方針を公表し、他の自治体が追従せざるを得なかったことや、休業要請にあたって、国から補償の考え方が示されず、都道府県で協力金の対応にばらつきが生じたこと、などがあげられます。

その後、全国知事会等の要望も踏まえ、全国一律の協力金が国により制度化され、外出自粛や営業の制限などのまん延防止措置も、国の基本的対処方針やそれに基づく事務連絡などにより、統一的な対応が確保されたと認識しています。

また、医療の面では、本県はダイヤモンドプリンセス号の集団感染に対応した経験をもとに、患者を重症、中等症、軽症・無症状と分けて入院や療養につなげる、医療提供体制「神奈川モデル」など、全国を先導する様々なモデルを構築してきました。

これらは国とも綿密に調整を行いながら進めてきたものですが、令和4年6月にはコロナ対応の経験を踏まえ、国に対し「新型コロナウイルス対応に係る検証と提言」を行い、コロナ禍のような国家的な危機事象には、政府がリーダーシップを発揮し、取るべき施策を国の責任で打ち出すこと、地方自治体はそれを踏まえ、現場に合わせた形で行動することを提言してきました。

今回の地方自治法の改正は、その流れに沿ったものであると認識しています。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応を行っていた際に、もし国の指示権が行使されていたとしても、地方自治体の自主性・自律性にも配慮されたものであれば、本県では県内の医療提供体制を踏まえて、同様の適切な対応を行うことができたと考えています。

● 国の補充的指示権に対する知事の認識について

改正地方自治法における国の指示権については、国会への事後報告が義務付けられるとともに、法案成立時の附帯決議において、事前に地方自治体と必要な調整を行うこととされています。こうした運用がなされることにより、国の指示権行使に対する一定の歯止めになると考えます。

また、国による指示は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」における国と地方との関係の特例であり、さらに、目的達成のために必要最小限度の範囲で行使されることで、地方自治体の自主性・自立性にも配慮されるものと考えます。

その運用に当たっては、引き続き国の動向を注視してまいります。

● 離婚後共同親権による本県への影響について

父母の離婚後等の子の養育に関する見直しなどを含む、民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月17日に国において成立しました。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされています。

現在、国では、改正法の円滑な運用に向けて議論する関係府省庁の連絡会議が設置され、今後、補助金の給付など、運用に影響が出るような課題を整理して調整していくと承知しています。

御質問にある、支援策における「別居親の資力」については、例えば私立学校の学費補助が想定されますが、具体的な取扱いはい上記連絡会議等で検討されると思われますので、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

また、「共同親権と定められていても別居親から経済的協力が得られていない場合」の取扱いについても、国から詳細は示されていないので、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

● 子どもの最善の利益のために離婚後共同親権の見直しを国に求めることについて

現在、国では、改正法の円滑な施行に向けて議論する関係府省庁の連絡会議が設置され、今後、法律の運用に影響が出るような課題を整理して調整していくと承知しています。

こうした中、「離婚後共同親権によって、これまでと異なる対応が必要となるもの」については、例えば児童相談所の業務などにおいて、離婚後共同親権の導入により、父母双方の同意が必要となる、といったことは想定されます。しかし、現時点ではまだ運用の詳細が示されていないことから、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

「離婚後共同親権に対して示されている種々の懸念や危険を排することが可能」かについても同様に、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

なお、法律の見直しを国に求めることについては、国における課題の整理や検討状況を注視している状況であることから、現時点では考えておりません。

● 憲法・子どもの権利条約・こども基本法の理念を実現するための県の取り組みについて

こども施策を社会全体で強力で推進していくため、令和5年4月、「こども基本法」が施行されました。また、ヤングケアラーや医療的ケア児といった新たな課題が顕在化するなど、こども施策をめぐる社会状況は大きく変化しています。

県では、こうした社会の変化に対応するため、現在、子ども・子育て支援推進条例の改正の検討を進めています。

改正に当たっては、子どもの権利条約における「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の4つの原則を盛り込むなど、すべての子どもが権利の主体として尊重されることを明確に打ち出し、子どもの目線に立った施策を推進するための条例としていきます。

また、子どもの権利救済については、県では、子ども専用の電話相談窓口「人権・子どもホットライン」を設置し、様々な悩み事の相談を受けており、個々の案件に応じて、適切な支援を行う機関につなぐことで、子どもの権利の救済に取り組んでいます。

● こども基本法の理念に相反する県の対応について

県は、平成23年に朝鮮学校の教科書から、拉致問題の記述が削除されて以来、学園に対して、教科書を改訂し、拉致問題を明確に記述するよう、繰り返し求めてきました。

学園からは、平成28年度中に、教科書の改訂作業を行う予定と、説明があったため、その中で拉致問題について明確に記述することを前提に、朝鮮学校の児童・生徒に対する学費補助金を、平成26年度と27年度に交付しました。

しかし、平成25年度に続き、平成28年度も改訂が見送られたことから、学費補助を継続することは、県民の理解が得られないと判断し、平成28年度以降は交付をしていません。

県としては、拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認したら、交付する考えであり、これまでの県のスタンスに変更はありません。

● 不妊治療への支援のさらなる充実について

県では、令和6年度から、不妊治療のうち保険適用外の先進医療を受ける方への補助を開始しました。この補助は、市町村と連携して行うことから、全ての市町村で補助を実施いただけるよう、会議等の場も活用し、引き続き積極的に働きかけていきます。

加えて、補助を行う市町村の情報を、県のホームページでも分かりやすく御案内し、多くの県民の方に活用いただけるよう、周知に努めていきます。

また、補助の対象の拡大や、年齢や回数の要件については、保険適用や先進医療の対象となる治療の範囲等の状況を注視し、必要に応じて検討していきます。

● こども医療センターを利用する県民の負担軽減について

こども医療センターの駐車場については、運営主体である地方独立行政法人神奈川県立病院機構が今年6月に利用料金の減免対象を見直し、これまで減免していたベビーカーの利用者にも料金の負担をお願いすることとしました。

これは、いわゆる利用者負担の原則に加え、ベビーカーを持参したことのみをも

って料金が異なることへの不公平感を解消するため、減免の見直しを行ったものです。

こども医療センターでは今後も、例えば障害者手帳等をお持ちの方や車椅子を利用されている方など、配慮が必要な方については減免を継続し、引き続き患者や御家族に寄り添った対応に努めるとしており、県としてもこうした姿勢を尊重したいと考えています。

また、県では地方独立行政法人法に基づき、県立病院が公的医療機関として担うべき医療、例えば救急医療や結核医療等の経費について、一定の基準に基づき負担金を支出していますが、駐車場の維持運営は法人自らの経営努力の中で行うべきものであり、これに対して負担金を支出することは考えていません。

● 地域公共交通確保のための県の取り組みについて

地域公共交通の維持・確保は、地域ごとに状況が異なり、地域の実情を把握している市町村が主体となって対策を検討するものですが、県は、広域自治体として、複数の市町村を通るなど、広域性のあるバス路線の運行に必要な経費の一部を補助するとともに、バス協会に対して、運転手の確保について、交付金を活用して支援しています。

また、県、県内全市町村、国及び交通事業者で構成する「神奈川県地域交通研究会」などを通じて、AI オンデマンド交通等の県内の先進的な取組事例や国の補助制度を紹介するなど、市町村の幅広い検討が進むよう支援しています。

さらに、地域の足を確保するためには、様々な移動手段の活用を考慮する必要があることから、神奈川版ライドシェアの導入効果の検証や、バスの減便が顕著な県西地域で自動運転バスの導入に向けた検討を行うなどの取組も進めています。

● 酪農業の意義について

本県の酪農業は、年間およそ 73 万人分に相当する生乳を生産し、県民の食生活に大きく貢献をしています。そして、都市の中で営まれていることで、いのちや食を大切にすることを育てる「食育」の機能も担っています。

また、酪農家が自ら飼料を生産する、いわゆる自給飼料生産を通じて、循環型農業、農地の維持・活用にも大きく貢献しており、その存在は重要なものととらえています。

● 酪農業への支援について

○ 県単独での支援の必要性

物価高騰の影響を強く受けている農林水産業者などに対しては、直接的な支援が必要と考えています。そこで、本県では、酪農業への支援として令和 4 年度、5 年度に輸入飼料価格高騰分の一部を県単独事業で緊急的に支援しました。このたびの

6月補正予算案にも酪農業を支援するため、国の財政支援がない輸入乾牧草の購入に対する支援を計上しました。また、自給飼料増産による輸入飼料から国産飼料への転換を促しているところです。

○ 恒常的な財政支援制度

為替や天候による価格変動に対応するため、国が恒常的に実施している「配合飼料価格安定基金制度」について、飼料価格が高止まりしても交付されるよう全国知事会を通じて制度の改善を要望しています。

● 自治体の人材確保のための県内市町村の地域手当について

地域手当の支給割合が高い市町村へ人材が流出している実態を踏まえ、県内市町村から見直しを求める意見があるため、本県は、これまで国に対して様々な機会を通じて「支給地域の広域化」や「特別交付税の減額措置の見直し」などを強く要望してきたところです。

地域手当は、国において、10年に1度見直すことを例とするとされており、次回の見直しは、令和7年4月に予定されています。

この見直しに関して、国においては、地域手当の支給地域の広域化のほか、特別交付税の減額措置の見直しについても議論されていますので、地方の実態を踏まえた見直し内容とされるか引き続き国の動向を注視しつつ、市町村と適切に情報共有を図ってまいります。

● 県と市町村との人事交流について

本県は、3つの指定都市をはじめ、様々な規模の市町村が所在しているため、それぞれの地域の実情を踏まえ、県内全域で効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、広域自治体としての役割を果たしていくことが必要と考えています。

こうした考えのもと、市町村が持続的に行政サービスを提供できるよう、令和2年度から土木職や保健師といった専門人材を県から派遣するとともに、専門人材の確保を支援する取組を進めており、令和6年度は12市町村に12名の職員を派遣しています。

ただし、県においても専門人材は十分に確保できておらず、直ちに市町村への派遣規模を拡大することは難しい状況であることから、今後も市町村のニーズを的確に把握しつつ、着実に取組を進めてまいります。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありましたすとう 天信
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 児童相談所における社会的養護の子どもの記録の保管について

○ 保存期間の延長と運用の改善について

児童養護施設や里親家庭などで暮らす子どもや、特別養子縁組により養親と暮らす子どもにとって、また、社会的養護を経験したケアリーバーにとって、自身の生い立ちを知ることは大切な権利であり、その権利を保障していくことは大変重要です。

現在、県では、神奈川県社会的養育推進計画の改定に関するワーキングにおいて、子どもの出自を知る権利をどのように保障していくかを議論しています。

また、社会的養護に関する記録の保存期間についても、見直しが必要であると考えており、電子化等の効率的な保存方法も含め、対応について検討していきます。

なお、こうした状況を踏まえ、児童相談所が対応した子ども一人ひとりの記録については、現在、文書保存期間が満了した記録の廃棄を見合わせています。

○ アクセスの確保と適切な情報提供について

児童相談所では、施設や里親で暮らす子どもが、自らの生い立ちについて知りたいと希望した場合には、生まれた当時からを知る関係者が集まり、適切に生い立ち等を伝えていきます。

また、児童養護施設等を退所したケアリーバーが、県が保管する記録にアクセスしやすくするため、退所前に閲覧手続き等を説明するとともに、閲覧希望のあった場合は、出自を知る権利を保障する観点から丁寧に対応してまいります。

○ 公的機関が一元管理する体制の確立に向けた検討について

社会的養護の子どもたちに、将来に渡って自分の出自を知る権利を保障し、情報にアクセスしやすくするためには、関連する情報が一元的に管理されることは望ましいと考えています。

一方、社会的養護の子どもに関する情報は、行政や社会福祉法人などの民間団体、さらには里親など、保有者が多岐に渡ること、また、養子縁組をあっせんする民間団体は、行政を介さずに全国の実親・養親と直接やりとりしていることなどから、情報の一元管理のしくみづくりについては、国における議論が必要であると考えています。

● 要配慮者の災害対策について

○ 福祉避難所の指定及び設置を行う市町村への支援について

県では、福祉避難所の確保に向けた市町村の取組を推進するため、庁内の福祉、医療、防災の関係課で構成する「福祉避難所市町村サポートチーム」を組織し、市町村福祉避難所担当者会議において、福祉避難所を確保・運営していく上での課題や好事例を把握し、各市町村の取組事例の共有を図っています。

今後は、さらに福祉避難所の拡充を図るため、県が直接、福祉施設団体や各施設に対して協力を働きかけていくほか、福祉避難所の開設に必要な人員や資機材が確保できるよう、市町村の課題をよく把握し、福祉避難所の充実に向けた新たな支援策を検討していきます。

○ 個別避難計画について

個別避難計画の作成に着手している市町村は、令和5年度末時点で28自治体であり、5自治体が未着手となっています。

市町村では、計画作成手順等のノウハウ不足や、避難時に支援者となり得る地域住民や自主防災組織等の方々に、災害時の要配慮者一人ひとりに対応した避難計画を作成することの必要性が十分に伝わっていないといった課題があり、県としては、そうした課題の解消に向けた取組を支援していくことが必要と考えています。

そこで、県では、国の個別避難計画作成に係るモデル事業を活用し、令和5年度は、真鶴町及び二宮町と連携して、地域住民への説明や、要支援者本人・支援者等による避難訓練なども含めた計画の作成に取り組み、その結果を踏まえ、個別避難計画作成に向けた標準手順書を作成しました。

また、今年度は、小田原保健福祉事務所管内で、難病患者や医療的ケア児者を対象とする個別避難計画の作成に取り組みます。モデル事業の成果は、各市町村と共有し、活用を促していくほか、未着手の市町村へは個別訪問を行うなど、市町村の個別避難計画作成を支援していきます。

○ DWA T等、福祉の広域支援を想定した市町村との連携について

「神奈川DWA T」は、令和2年度に設置されましたが、その後、県内ではDWA Tを派遣するような災害の発生はなく、今回の能登半島地震で、初めて被災地への派遣を行いました。そのため、県内の市町村では、一般避難所において要支援者の状況把握や相談等を行うというDWA Tの役割が、まだ十分に認知されていません。

そこで、本年3月に開催した市町村福祉避難所担当者会議において、能登半島地震における神奈川DWA Tの活動内容を報告しました。今後も、DWA Tの活動等について周知を行い、市町村と共通の認識を持つことで、災害時の円滑な連携につなげていきます。

また、能登半島地震での経験を踏まえ、市町村からの派遣要請の手順を具体化するとともに、派遣の調整等を行うDWA T本部の体制を強化するなど、県内での発災に備えた取組を進めます。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 新型コロナワクチンについて

○ ワクチン接種の拒否を選択した考え方について

新型コロナワクチンの本県の接種率は、接種が始まった当初の令和3年度の初回接種では8割以上と高い割合でしたが、オミクロン株の流行を経て新型コロナウイルス感染症が5類となって以降の令和5年秋開始接種では3割以下となっています。

こうした中で、県民の皆様が接種を選択しなかった理由としては、アレルギー等の体質や疾患などの医学的な理由のほか、ワクチンの副反応に対する不安もあると伺っています。また、流行の中心がオミクロン株に移行した令和4年度以降は、感染による重症化のリスクが特に若い方は低くなったことも一因ではないかと考えています。

なお、新型コロナワクチンは複数回分が入った容器で医療機関に提供され、開封後の使用期限が数時間から1日程度となるため、容器に残ったワクチンの廃棄も一定量発生しています。

○ 新型コロナワクチンのリスク情報について

県民の皆様が新型コロナワクチン接種を検討する際には、ワクチンの効果と、副反応などのリスクの両面について、最新の正しい情報を得て、判断いただくことが重要です。

一方、例えば臨床試験のデータに基づくワクチンの有効性や、接種後に生じた副反応を疑う事例の検証等については、国が行うべき事項となっており、国がしっかりと研究・検証を行い、その結果について情報発信を行っていくべきと考えます。

そこで県では、ワクチンの効果とリスク等に関する更なる研究や情報提供を国に要望するとともに、県としてもそうした国の情報を活用し、県民の皆様に分かりやすく発信していきます。

○ ワクチン効果の情報発信について

県衛生研究所では、様々な感染症の発生動向調査や新型コロナウイルスのゲノム解析を行っていますが、ワクチンの効果やリスクに関する研究は国の役割として位置付けられており、同研究所では行っていません。

新型コロナワクチンについては、県民の皆様が、その効果とリスクの両面で、最新の正しい情報を得て、接種を検討いただくことが重要です。

県では、ワクチンの効果や副反応等に関する更なる研究や情報提供を国に要望するとともに、国から提供された情報について、県のホームページ等を活用し、県民の皆様に分かりやすく発信していきます。

○ 予防接種健康被害救済制度の告知について

県では、予防接種による健康被害を救済する、国の「予防接種健康被害救済制度」

について、県のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」の中でも御案内しています。

今後、新型コロナワクチンの接種を検討する方にも、この制度の情報がより届きやすいよう、ホームページの構成やアクセス方法を工夫していきます。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました谷 和雄議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 共生社会の実現に向けて

障害者にとって、グループホームは、安心して暮らす場であると同時に、地域の方々との交流を通して社会参加を進める場であり、近隣住民と良好な関係を構築することが必要だと考えています。

国では、障害者グループホームについて、入居する障害者と近隣の住民との交流の機会を確保することができる地域に設置することを求めています。

そのため、県では、グループホームの開設の相談があった際には、開設予定のグループホームや入居予定の障害者を正しく理解していただけるよう、全ての事業者に、開設に先立ち、近隣の方々に入居者の暮らしや事業計画などを説明する機会を設けるようお願いしています。

また、当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～が施行されたいま、県所管域だけではなく、県全域で、障害者と地域の住民が相互に理解し、尊重しあえる地域生活を実現していくことが大切です。

県は、政令指定都市等との情報共有の場を活用し、グループホームの事業者が地域住民と良好な関係を築いている事例を共有するなど、県内全域で、障害者が安心してグループホームで暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

● 全国育樹祭に向けて

本県で平成 22 年度に開催した、第 61 回全国植樹祭から 14 年が経過し、天皇皇后両陛下がお手植えされた苗木は、順調に育っています。

また、両陛下がお手播きされた種も、県でお預かりして苗木に育て、現在は緑化運動のシンボルとして、県内各地で順調に育っています。

全国育樹祭は、こうした天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木などを、皇族殿下がお手入れされるもので、これまでの全国の開催状況を見ますと、全国植樹祭後、平均して 20 年程度で開催されています。

今年の秋には福井県で開催され、以降、令和 8 年の和歌山県まで、すでに開催地が決定していますが、全国育樹祭を誘致するためには、全国に発信するのにふさわしい、本県の開催コンセプトを明らかにすることが重要です。

県では、水源地域に豊かな森林を再生するため、平成 19 年度から水源環境の保全・再生施策を進めています。加えて、近年は森林資源の循環利用を通じた脱炭素社会の実現や花粉症対策などにも県民の関心が高まっており、こうした、森林に求められる新たな社会的要請にも注目して、全国育樹祭のコンセプトを打ち出していくことも、効果的ではないかと考えます。

そこで、全国育樹祭の誘致に向けては、他県の開催予定や開催のコンセプトとなる本県の森林・林業施策の取組状況など総合的に判断しながら、検討を進めてまいります。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました小川 久仁子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 地方独立行政法人神奈川県立病院機構及びこども医療センターについて

まず、県からの職員の派遣についてです。

神奈川県立病院機構への県からの職員派遣については、病院業務を円滑に実施するため、必要な範囲で行っています。

こうした中、こども医療センターを含む病院機構の改革にあたっては、本年4月から新たに改革担当として県の参事監級の職員を派遣するなど、支援を強化しています。

また、病院機構が設置する「医療安全推進会議」に、今年度から、医師である県の部長職が参加し、助言を行っています。

理事長のサポートを強化するための医療職の派遣については、これまでの派遣状況等に加え、今年度、県が病院機構に指示する令和7年度から5年間の「第四期中期目標」の策定も踏まえ、病院機構の意見も聞きながら、その必要性を含めて検討してまいります。

次に、こども医療センターでの経営コンサルタントの活用についてです。

こども医療センターが、こどもの健康やいのちを守る公的医療機関としての役割を果たしつつ、健全な経営を行っていくことは重要かつ困難な課題です。

改革にあたってどのような人材や機関を活用していくかについては、病院を運営し地方独立行政法人である病院機構が判断すべきものであり、病院機構では今年度から病院経営に精通した人材や事業者の活用も開始したと聞いています。県ではこども医療センターがしっかりとした経営基盤の上で、患者に寄り添った安心できる医療を提供できるよう、こうした経営コンサルタント等について、今後一層活用するよう改めて伝えていきます。

最後に、こども医療センターの体制についてです。

こども医療センターの前病院長については、医療事故後の患者家族への対応において不適切な業務執行があったこと等を理由に、令和5年12月に病院機構が就業規則に基づく戒告の懲戒処分を行い、同時に病院長から医務監への人事異動を公表しました。

この異動により、前病院長は組織における指揮命令権がなくなり、総長が指示する特命課題への対応を行う、いわゆるスタッフ職となりました。

同時に、こうした立場を院内で分かりやすく示すため、「総長補佐」という呼称を付したと伺っています。

職員の職名、呼称、処遇といった人事に関する事項は、病院を運営し地方独立行政法人である病院機構が適切に判断すべきものですが、県としてもこども医療センターの改革が着実に進むよう、その体制等についても、引き続き確認を行ってまいります。

加えて、全職員がこれまでの課題を共有し意識改革を行うこと等について、今年度、県が病院機構に指示する令和7年度から5年間の「第四期中期目標」の中で、しっかりと指示していきたいと考えています。

● 女性支援新法にかかる令和5年度予算委員会における小川久仁子からの質問について

○ 要望書を受けた国の反応

県では、予算委員会の質疑を受け、令和6年4月24日に、困難な問題を抱える女性への支援に関連して、厚生労働大臣宛てに要望を行いました。

国の女性自立支援施設通所型支援モデル事業では、女性自立支援施設の高い専門性や既存施設を利活用するため、通所施設は同施設に併設する仕組みとなっています。しかし、このことは、議員ご指摘のとおり、加害者の追及から逃れる女性を保護するために、女性自立支援施設の所在を公にしていない自治体にとって、活用しづらいものとなっていることから、通所施設が様々な場所で整備しやすい仕組みとするよう要望しました。

首藤副知事から要望書を手交した際に、厚生労働省の社会・援護局長からは、本県の意向を踏まえ、女性自立支援施設が本体施設と別の場所で行うサテライト型の通所施設を認め、必要な賃借料や人件費についても補助対象に含める予定であるとの回答を得ました。

一方で、通所施設を他の民間団体等へ委託することや、1施設あたりの補助上限額の引き上げについては、今後の課題とし、来年度に向けて、どのような支援が必要か、現場のニーズを踏まえた提案をいただきながら、補助スキームを検討していきたいとの回答がありました。

また、女性相談支援員の人材確保と質の向上については、国として、研修シラバスを作成中であるとのことでした。

○ 国の反応を受けた県の取組み

通所施設は、困難な問題を抱える女性にとって安心できる居場所となるものであり、様々な地域に設置できれば、当事者のニーズに応じた多様な支援を身近な場所で実施することが可能になります。

そこで、県では、今後、女性支援の充実に向けて、女性の相談を最前線で受け止める女性相談支援員や市町村、民間団体等の意見を伺いながら、通所施設に対するニーズの把握や、運営に当たっての課題の整理を進めるとともに、国に対しては、活用しやすい補助制度になるよう具体的な提案などを行ってまいります。

○ 民間支援団体の連携のための会議体について

女性支援法の施行に伴い、女性支援の理念は、要保護女子の保護・更正といった考え方から、女性の意思を尊重した切れ目ない支援に大きく転換されました。女性の多様なニーズに対応し、当事者目線に立った支援を届けていくためには、様々な強みを持つ、民間支援団体との連携強化が必要です。

県では、これまで、民間支援団体に女性支援に関する事業の委託や補助を行うとともに、ヒアリングを実施し、団体が抱える課題を伺ってきました。

今後、女性支援のさらなる充実に向けては、民間支援団体同士が課題や取組みを共有し、それぞれの強みを活かした連携や、課題解決などにつながるよう意見交換

を行っていくことが重要です。

そこで、県では、女性支援に取り組んできた団体からご意見を伺いながら、民間支援団体のネットワークを構築していきます。

その場では、これまで女性支援に携わってこられた有識者の皆様からも助言をいただきながら、県と民間支援団体が連携して、女性支援施策を検討し、その充実に取り組んでまいります。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました柳瀬 吉助議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 神奈川県内の東名高速道路における渋滞問題とその対策について

○ 大和トンネル付近で渋滞が解消していない理由について

東名高速道路の横浜町田インターチェンジから海老名ジャンクション間にある「大和トンネル付近」では、トンネル進入時の速度低下やトンネル付近の道路勾配の変化などに起因する速度低下により渋滞が発生していました。

こうした中、2015年に、国の渋滞対策を検討するワーキンググループにおいて、「大和トンネル付近」の上り線約4.2km、下り線約4.5kmの区間に、既存の道路幅員を活用して付加車線を設置する対策案が示され、その対策を実施した上で、効果の検証を行い、引き続き必要な対策を検討していくとされました。

2016年からは、ネクスコ中日本により工事が進められ、2021年に、大和トンネルを含む、上り線約3km、下り線約2kmの区間の工事が完了し、部分的に付加車線の運用が開始されました。

これにより、特に渋滞が顕著であった上り線の大和トンネル入口付近では、交通量のピークを迎える休日の夕方で、平均旅行速度が従前の「40km/h以下」から付加車線設置後は「80km/h以下」に向上したほか、今年のゴールデンウィーク期間における大和トンネル付近を先頭とする渋滞発生回数が、付加車線設置前と比較して、9回から4回に半減するなど、一定の効果が現れており、引き続き、ネクスコ中日本は、残る対策工事を進めていくこととしています。

しかしながら、2021年に開通した「綾瀬スマートインターチェンジ」付近の上り線においても、渋滞が顕在化したことから、今年3月のワーキンググループで、新たな渋滞対策として、綾瀬スマートインターチェンジの合流部から、2021年に設置した付加車線までの上り線区間に、新たに約1.3kmの付加車線を設置する対策案が示されたところで、こうした対策により、順次渋滞緩和が図られていくものと考えています。

○ 上り線の3車線区間を4車線に拡幅する新たな計画の具体的なスケジュールとこれによる渋滞緩和の見込みについて

ネクスコ中日本は、「綾瀬スマートインターチェンジ付近」の新たな渋滞対策について、現在、調査設計を行っており、具体的なスケジュールは、工事の見通しが立った段階で公表するとしています。

この工事により、一連で付加車線が繋がることから、綾瀬スマートインターチェンジ付近の上り線で顕在化している渋滞の緩和が見込まれると聞いています。

○ 渋滞対策の途中経過の県民への報告について

県としては、事業者であるネクスコ中日本に対し、ホームページに、渋滞対策にかかる工事の進捗を写真等で分かりやすくお知らせして頂けるよう調整します。さらに、県ホームページにも同社のホームページへのリンクを貼り、広く県民の皆様へに伝わるよう取り組んでまいります。

● 子ども食堂の支援について

○ 国の事業の市町村への積極活用や必要に応じた県の追加財政支援等について

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」では、市町村は、関係者と連携して質と量の両面から、子ども食堂を含むこどもの居場所づくりの環境整備を行い、都道府県は、市町村の取組を支え、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行うこととされています。

こうしたことから、県は、コロナ禍や物価高騰等の影響を受けている子ども食堂の活動継続の支援として、令和4年度から「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」を支給しています。

今後は、市町村が行う子ども食堂への支援として、主に市町村を対象とした国の補助事業である「地域こどもの生活支援強化事業」の内容を丁寧に市町村へ情報提供し、補助事業の活用を促していきます。

また、県では、子ども食堂に対する財政支援の他に、子ども食堂の中間支援団体と連携して、子ども食堂同士のネットワーク化支援や企業からの寄附、保管場所等の調整を行うマッチングコーディネーターの養成など、子ども食堂の運営上の課題解決に向けた支援を行っています。

さらに、県のホームページに開設している「こどもの居場所ポータルサイト」において、民間の助成金や寄附等の情報提供や、子ども食堂を利用したい人や支援したい人が子ども食堂を探しやすいマップを掲載するなど子ども食堂の活動を支援していきます。

○ 地域のマッチングコーディネーターのための県内事業所を多く持つ大企業等への依頼について

子ども食堂に対して多くの食料品等の寄附がなされた場合で、各子ども食堂への分配のための一時保管場所が必要な場合は、民間企業から提供していただいた空きスペースを一時保管場所として活用する事例があります。

県としては、こうした協力を企業などから得られるよう、例えば、かながわSDGsパートナーをはじめとする県内企業に、子ども食堂への寄附物品の一時保管などの協力を働きかけることで、子ども食堂への寄附の円滑な受入れを進めていきます。

政総第1329号
令和6年7月8日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年6月25日付け神議第1296号をもって送付のありました佐々木 ナオミ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 片耳難聴児への補聴器の補助について

神奈川県軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業は、政令市及び中核市を除く市町村を対象としますが、現在、対象となる全ての市町村で事業を実施しています。また、政令市及び中核市においても、同様の事業を実施していると承知しています。

令和5年度には、申請のあった22市町の116人に対し、229万円の補助を行いました。

県は、身体障害者福祉法において両耳の聴力レベルで聴覚障害が規定されていること、また、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の場合に身体障害者手帳の交付対象となることから、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器の補助にあたっては、国の聴覚障害の考え方に基づいて、両耳の聴力レベルを補助の要件としています。

補助の要件となる聴力レベルを両耳から片耳に拡大することについて、本県での実施は、補助の実施主体である市町村と意見交換してまいります。

● ペット同室避難について

ペットの災害対策について、国のガイドラインでは、避難先まで飼い主がペットと一緒に避難する、いわゆる同行避難を推奨するとともに、避難所でもペットを飼養管理できるよう、市町村に体制整備やルール作り等の対応を求めています。

こうした中で、ペットと同室で過ごす、いわゆる同室避難は、ペットのためだけでなく、飼い主の心身の健康にも良い効果をもたらすものですので、そうした選択肢ができることは、望ましいと考えています。

一方で、動物が苦手な方や、アレルギーを持つ方もいらっしゃいますので、こうした方々への配慮も含めた適切な運営ができるよう、事前の準備を行っておくことが重要であると考えています。

県ではこれまで、避難所の運営主体である市町村に対し、会議の場などを通じ、主にペットとの同行避難について、住民への周知やルール作り等と呼びかけてきました。また、ペット関連の民間企業2社と災害対策に関する協定を締結し、ペットとの避難訓練への協力に加え、災害時に動物の飼養管理及び救助において必要な物資の供給や人的支援が得られることとなっています。

加えて、先の能登半島地震で獣医師として派遣され、ペット対応の支援を行った県や政令市の職員による報告会を開催し、現地で調査した同室避難の実態や避難者の声などを、市町村に情報提供する予定です。

今後も、例えば同室避難の訓練や事前の準備への助言、好事例の紹介など、市町村からの希望に応じて必要な支援を行ってまいります。

また、財政面では、市町村が行う災害時の避難所の設置・運営に対して、災害救助法に基づき国や県は財政負担を行うこととされていますが、ペットとの同室避難所を設置した場合は、設置状況や内容を踏まえて、国と災害救助法の適用の範囲な

どを協議します。

なお、市町村がペットとの同室避難に備えた資機材整備などを事前に行う場合には、県の市町村地域防災力強化事業費補助金による支援が可能です。